

第2章 監査の実施

第4節 リスク・アプローチ総論

○学習のポイント

- ・リスク・アプローチは監査論の学習上の要、流れ(ストーリー)とつながりを意識して完璧にしよう！
- ・監査の現場でどのようなことが行われているか想像し、イメージを膨らませることが大切です。
- ・皆さんの日頃の勉強に置きかえるとイメージが付きやすいと思います。

1 リスク・アプローチの基本的考え方

(1)リスク・アプローチの意義(短答:A、論文:A) → 監査資源の配分の全体最適を図る手法

リスクの高い項目(重要な虚偽表示が発生しやすい項目)には、重点的に監査資源を配分(効果性)

そのためにリスクの低い項目(重要な虚偽表示が発生しにくい項目)には、監査資源を軽減(効率性)

このように、監査資源の制約があるなかで監査の目的を達成する手法がリスク・アプローチです。

なお、重要な虚偽表示の発生しやすいことを「重要な虚偽表示リスク」(RMM)といいます。

リスク・アプローチは監査論の根底であり、その定義と意義はしっかり暗記することが必要です。

(2)リスク・アプローチと監査の目的(短答:A、論文:A)

論文問題集 2-4-1及び2-4-2参照のこと、別途配布するテキスト手書きメモ参照

目的である「重要な虚偽表示がないことを合理的に保証する」ための手法がリスク・アプローチです。

そのためには、以下の監査リスクを合理的に(or許容可能な)低い水準に抑える必要があります。

○監査リスク=監査の目的が果たせないこと=監査が失敗するリスク=誤った意見を表明するリスク

=財務諸表における重要な虚偽表示を看過し、誤って無限定適正意見を表明してしまうリスク

※ 逆(財務諸表において重要な虚偽表示はないのにあると言ってしまうこと)は定義に含まれません。

■(参考)監査リスクが高まる原因の一例

① 監査計画の策定の失敗

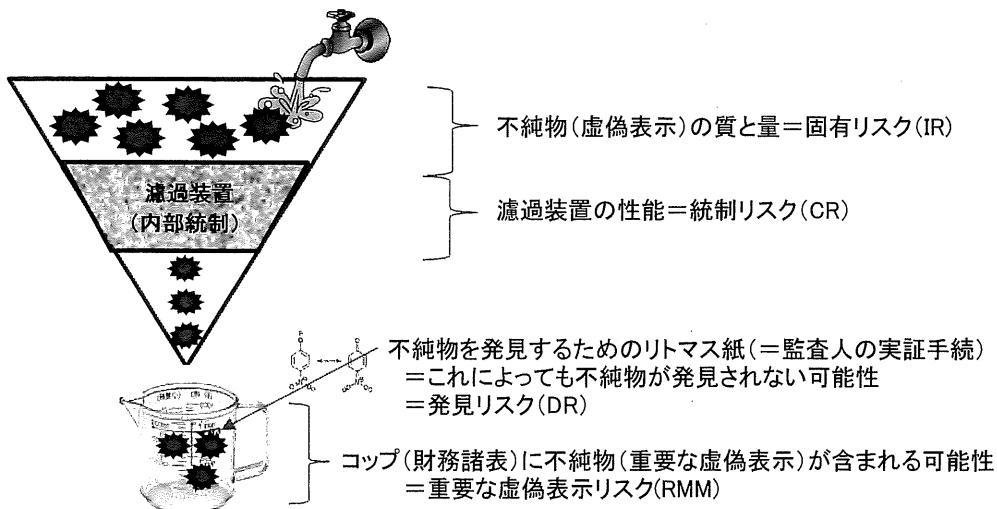
- ・ 財務諸表における虚偽表示リスク(不正リスク・特検リスク含む。)の識別・評価誤り
- ・ 上記のリスクに対応するリスク対応手続の設計誤り

② 監査資源の不足(→ リスク対応手続の実施漏れや不十分につながる)

③ リスク対応手続の実施漏れ、リスクに対応しない不適切な手続の実施(→重要な虚偽表示の看過)

④ 得た監査証拠についての評価の誤り(→実は十分かつ適切な監査証拠が入手できていなかった)

(3)監査リスクの構成要素(短答:A、論文:A)



なお、いずれも監基報に定義があるため暗記は不要ですが、基礎の基礎なので十分な理解が必要です。

①固有リスク(短答:A、論文:A)

「固有リスク要因」に影響を受けて、固有リスクが上下するという点が大切。さらに、
「固有リスク要因」は(イ)勘定科目の特性(どの勘定科目か)と(ロ)企業の経営環境の影響を受けます。
固有リスク要因は「固有リスク」の発生原因と思ってください(さきほどの例だと国や地域、天候など)。
つまり、主観性が高くて将来の予測が複雑に介在する会計上の見積り(例えば、繰延税金資産)は
勘定科目の特性として固有リスクが高くなります。また、技術革新のスピードが著しく競合の激しい産業
(例えば、携帯電話の販売)で経営を行っている場合には在庫の評価の固有リスクが高くなります。

②統制リスク(短答:A、論文:A)

「(経営者が整備し運用する)内部統制の有効性」に影響を受けて、リスクが上下するという点、
統制リスクをゼロにすることはできない理由の(=内部統制の固有の限界)論述が大切。

③発見リスク(短答:A、論文:A)

「(監査人が立案(計画)し実施する)実証手続の有効性」に影響を受けて上下するという点、
発見リスクをゼロにすることはできない理由(=監査の固有の限界)の論述が大切。

(4)監査リスクの管理統制(短答:A、論文:A)

上記の①及び②は監査先である企業側のリスクについて監査人が(主観的に)「識別・評価」したもの、
③は「①×②(RMM)」の識別・評価結果を踏まえて監査人が(主体的に)「決定」したもの、という関係です。

以上のまとめ図(94頁)は重要で暗記が必要です、また、以下の点を補足しておきましょう。
固有リスク要因の横に(勘定科目の特性と、企業の経営環境)を記載

(5) 発見リスクの決定と実証手続の立案(計画) (短答:A、論文:A)

論文問題集 2-4-4、2-4-5 参照のこと

実証手続は、その種類・(実施)時期・範囲(=量)によって有効性が上下します。

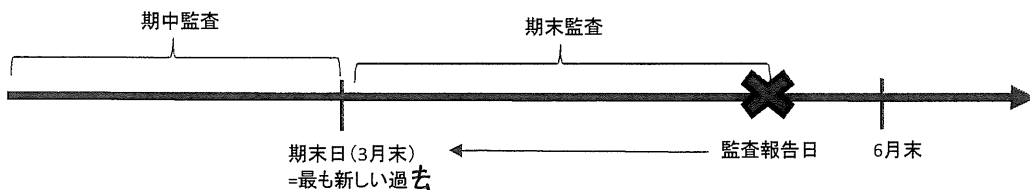
重要な虚偽表示リスクが高い項目は、発見リスクを低くしなければなりません。

重要な虚偽表示リスクが低い項目は、発見リスクは高くすることができます(高くても構いません)。

つまり、RMMとDRIは逆の相関関係にあります。

※ テキストの①～③の記載はRMMの高い項目、つまり発見リスクを低くしなければならない場合の対応です

※ ②の記載は(一般論としても)期末日に近い方が(最も新しい過去のため)証明力が高いと覚えておきましょう



[参考]重要な虚偽表示リスク・発見リスク・実証手続の関係(短答:A、論文:A)

前段が、リスク・アプローチの効果性と関係し、後段がリスク・アプローチの効率性と関係した考えです。

2 事業上のリスク等を重視したリスク・アプローチ ～監査基準の平成17年度改訂～

論文問題集 2-4-6 参照のこと

※ 以下(1)～(3)に記載の3点が平成17年度の監査基準の改訂内容です(改訂内容と理由を押さえる！)。

理解の仕方＝従来は～だった。ただし、..の問題や課題があることから、××に改められた(考えが導入された。)

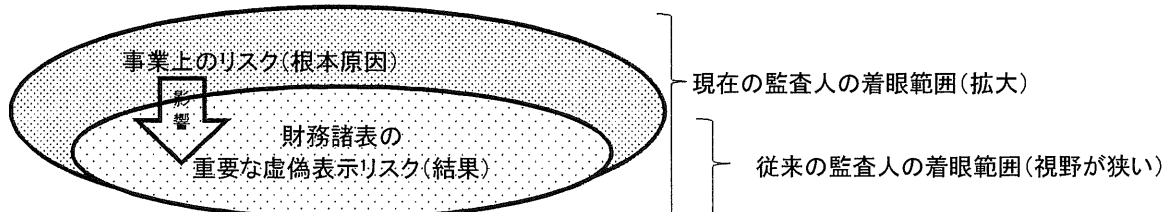
(1) 事業上のリスク等を重視したリスク・アプローチとは(短答:A、論文:A)

(意識すると)経営者の思考を踏まえ、経営者が関与する不正に、より注意すべきことを定めたリスク・アプローチ

= 経営者の思考を想像し、広い視点でリスク評価を行うべきという考え

= 事業上のリスクの抑え込みに失敗して経営目的(利益獲得)が達成できない状態に、

経営者がどのような不正を行うかを想像して、広い視点でリスク評価を行うべきという考え



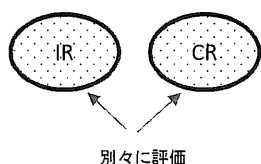
[例示]事業上のリスクと重要な虚偽表示リスク(短答:C、論文:A)

今後論文対策(事例問題対策)で少しずつ押さえていきましょう。

(2) 重要な虚偽表示リスクの評価(短答:A、論文:A)

従来、RMMという概念がない時代がありました。現在は一番右側の考えでRMMを評価します。(※2)の理解が重要です。

従来(めっちゃ前、平成17年以前)

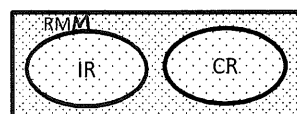


ほぼ最近(ちょっと前)



原則IRとCRを分けて評価せず、RMMとして評価

現在(令和2年度改正)



IRとCRを分けて評価し、足してRMMとする

(3) 財務諸表全体及び財務諸表項目の2つのレベルでの評価(短答:A、論文:A)

財務諸表全体レベルの重要な虚偽表示リスクが、あらゆる財務諸表項目レベルの重要な虚偽表示リスクを誘発することがあります。そのため、財務諸表全体レベルを含めて、2つのレベルで評価を行うことが定められました。

(財務諸表全体レベルの重要な虚偽表示リスクの例) 経理部員が退職し人員が少なく経理体制が脆弱である、など
なお、財務諸表項目とアサーションは以後同じ用語として利用されます。

財務諸表項目レベルの重要な虚偽表示リスクとは、例えば次のようなリスクです。

- ・売上高という取引が架空に計上され、実在しない売上高が架空計上されるリスク(実在性という監査要点に違反)
- ・売上高に対応する原価が計上されず、売上原価が過少に計上されるリスク(網羅性という監査要点に違反)
- ・売掛金に対応した貸倒引当金が計上されず、売掛金の評価が過大となるリスク(評価という監査要点に違反)(※)
- ・商品の低価法による評価損が計上されず、商品の評価が過大となるリスク(評価という監査要点に違反)(※)

(※) 貸倒引当金や商品評価損の網羅性という監査要点違反でもあります。

(4) 特別な検討を必要とするリスクへの対応(短答:A、論文:A)

詳しくは116頁で学習します。

(5) 重要な虚偽表示リスクの評価と対応(短答:A、論文:A)

【図表1】、【図表2】を参照しながら、頭を整理しましょう。

それぞれの手続の定義、手続間の関連性、手続の具体的なイメージをご自分の言葉で言えるようになってください。

リスク評価手続とは? リスク対応手続とは? 運用評価手続とは? 実証手続とは? それぞれの関係性は?

そして、なぜ、まず、重要な虚偽表示リスクを「暫定的に」評価するのか?

また、なぜ、「原則として」試査に基づきリスク対応手続を実施するのか?

それぞれについて必ず説明できるようになってください。

3 (監査計画の立案のための) リスク評価～重要な虚偽表示リスクの識別と評価～

(1) リスク評価手続を実施して理解する事項(短答:A、論文:B)

①a)～c)は短答用の知識、論文では監基報があるので暗記は不要です。

ポイントは、「企業及び企業環境」、「適用される財務報告の枠組み」、「内部統制(システム)」を理解すること、
リスク評価にあたって、経営者の思考を追従すること、すなわち、事業上のリスクを考慮することです。

【研究】企業の内部統制システムの構成要素の理解(短答:B、論文:D)

テキスト70～71頁と微妙に異なるのは参考にしている基準書が策定された時期が異なるからです。

あまり深く考える必要はありません、a)～c)が「間接的」で、「直接的」なd)e)を支えるという点を押さえましょう。

また、③の4つの・については、必ず内部統制を理解することが求められる点も押さえましょう。

(2) リスク評価手続とこれに関連する活動(短答:A、論文:A)

① リスク評価手続として実施する手続

(経営者ディスカッションを含む) 質問、分手、観察・閲覧の3つ+監査チーム内討議(ディスカッション)と覚えます。

→論文対策としてはなぜこれらの手続を必ず実施する必要があるとされているのが重要になります。

→論文対策講義で解説しますが、少しずつ考えてみてください(一例が以下の②になります。)

② 監査チーム内の討議の意義を簡単にまとめると次のとおりです。

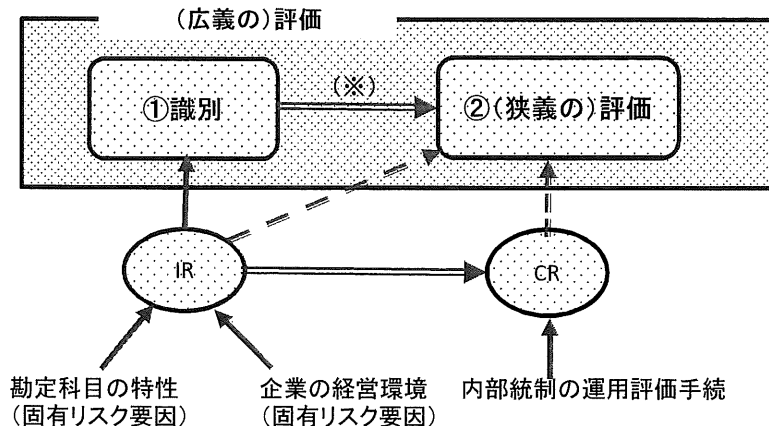
情報の伝達・共有→意見交換(※)→メンバーの被監査会社に対する理解の向上→虚偽表示発見力アップ

(※) これにより新たな財務諸表の虚偽表示リスクが識別されることもある。

(3)重要な虚偽表示リスクの識別と評価(短答:A、論文:A) 令和2年監査基準改訂

識別＝認識(存在を認識する、リスクがある)、評価＝測定(大小を計る、リスクの大きさを計る)という意味です。

《財務諸表項目(アサーション)レベルの重要な虚偽表示リスクの識別と評価のイメージ》



(4)重要な取引種類、勘定残高及び注記事項の決定と振り返り(短答:A、論文:A)

上記の図で(※)のとおりRMMが識別されたアサーション(監査要点)のことを「関連するアサーション」、これが一つでも存在するものを「重要な取引種類、勘定残高及び注記事項」といいます。

例えば、勘定科目の特性や企業の経営環境の理解から、

- ・売上高という取引が架空に計上され、実在しない売上高が架空計上されるリスクというリスクを識別した場合、「実在性」が「関連するアサーション」であり、
- ・関連するアサーションが識別された「売上高」が「重要な取引種類、勘定残高及び注記事項」となります。

[参考]実証手続のみでは十分かつ適切な監査証拠を入手できないリスク(短答:A、論文:C)

高度にITに依存しているような業種で、情報システム(IT)にのみ情報が記録されているような場合(※1参照)、あるいは、売上高が個々に重要ではないものの集合体であるような場合

(例)楽天証券などのネット証券会社や、ダイソーなどの100均

→実証手続のみでは(重要な虚偽表示がないことについて)十分かつ適切な監査証拠を入手できない

→運用評価手続により心証を得る必要があり、その前提として内部統制の理解が求められる

[例示]重要な虚偽表示リスクを生じさせる可能性のなる事象又は状況の例(短答:D、論文:A)

最近では論文式試験の事例問題の前提となることが多いです。

→論文対策講義で対策します。

4 評価したリスクへの対応～評価したリスクに対応する監査人の手続～

論文用には監査基準(口囲み)の定義規定を覚えることが大切です

(1)財務諸表全体レベルの重要な虚偽表示リスクへの対応(短答:A、論文:A)

- ・監査基準に規定の財務諸表全体レベルの重要な虚偽表示リスクの定義は暗記する必要があります。

また、具体的な例としては、以下をイメージしておくといえます

- 経理部の人数が退職等により不足し経理体制が脆弱(きじゃく・ぜいじゃく)
- 取締役会や監査役会が代表取締役の親族のみで構成されており形骸化

- ・監査基準に記載の3点は最低限覚える必要があります。

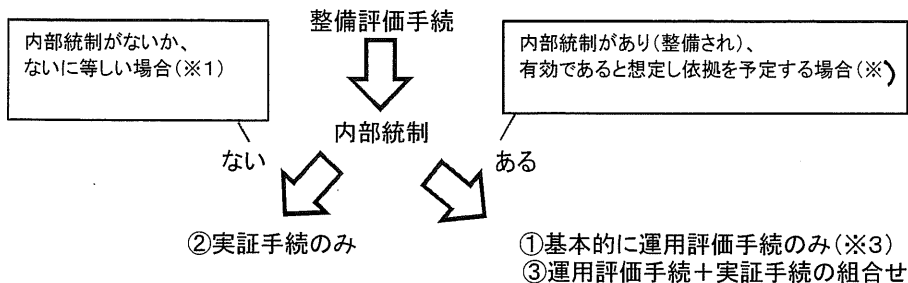
要するに、監査体制の充実・強化を図るという意味合いです。

(2)アサーション(財務諸表項目)レベルの重要な虚偽表示リスクへの対応(短答:A、論文:A)

- ・アサーション・レベルと財務諸表項目レベルというのは同じ意味です
- ・財務諸表項目レベルの重要な虚偽表示リスクは特定のアサーションに関連付けられるリスクであるため、そのアサーションに関連した固有リスク及び統制リスクを考慮した対応を決定する必要があります。

(3)リスク評価と監査アプローチの選択(短答:A、論文:B)

3つのストーリーを覚える必要があります。



(※1) (ア)内部統制がない場合

⇒効果性の観点からは実証手続のみで十分かつ適切な監査証拠を得る必要があり、運用評価手続を実施することは無駄

(イ)内部統制は一応あるが形ばかりで有効に運用されているとは想定されない場合

⇒効果性の観点からは実証手続のみで十分かつ適切な監査証拠を得る必要があり、運用評価手続を実施することは無駄

(※2) (ウ)内部統制は有効だと想定される場合、あるいは、(エ)実証手続のみでは十分かつ適切な監査証拠が得られない場合

(※3) ただし、この場合にも、重要な取引種類等については、必ず実証手続を実施しなければならない。

[参考]網羅性と運用評価手続(短答:A、論文:C)

実在性(発生)について実証手続が適合し、網羅性には運用評価手続が適合するという点、短答頻出です。

(4)運用評価手続と実証手続(短答:A、論文:A)

- ・内部統制の運用評価手続を実施するケース、実施しないケース2点ずつ覚えてください。
論文問題集 2-5-1 参照のこと
- ・重要な取引種類等については、運用評価手続を実施したとしても別途必ず実証手続の実施が必要です。

(5)リスク評価の修正(短答:A、論文:A)

新しい情報を入手した場合、次の対応が必要になります。

- ・リスクの再評価(リスク評価手続)を実施する必要があります。
- ・状況によってはリスク評価の結果と、監査計画を修正しなければなりません(テキスト132頁へ)。

(6)入手した監査証拠の十分性及び適切性の評価(短答:A、論文:A)

- ・監査証拠は入手してそれだけでOKというわけではなく、その十分性及び適切性を評価する必要があります。
つまり、監査証拠は十分性及び適切性を評価して問題がなければ十分かつ適切な監査証拠になります。